

相模原市公式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第53号

相模原市公式条例の一部を改正する条例

相模原市公式条例(昭和25年相模原市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「に関する準用」を「の公布」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。

第3条第2項中「前条の」を「前項の」に改め、「この条及び次条において」を削り、「前条第1項」を「同項」に、「市長」とあるのは、「市長名」とあるのは「者」と「者」の氏名と、「市長印」とあるのは「当該機関を代表する者の印」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前条第2項の規定は、前2項の規則について準用する。

第4条第1項中「規則を除くほか、」を削り、「規程」の次に「(規則を除く。以下同じ。)」を加える。

第5条中「規則又は」を「市長又は」に改め、「(教育委員会を除く。)」を削り、「若しくは規程」を「又は規程で公表を要するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。